

- 01 実際には存在しない債権に対して弁済をした者は、給付受領者に対して給付の返還を請求することができる。給付の返還を求められた者は、請求者が債権の不存在を給付時に知っていたことを主張・立証すれば、給付の返還を免れることができる。[やや難]
- 02 A銀行が預金者でない者Yに対して過失なく誤って預金を払い戻した場合に、真の預金者XがYに対して払戻金相当額の返還を請求するのは、非債弁済の規定に基づくものである。[超基本]
- 03 X銀行が預金者でない者Yに対して過失なく誤って預金を払い戻した場合に、Xは真の預金者Zに対する払戻債務を民法478条によって免れるので損失がないため、XはYに対して払戻金相当額の返還を請求できない。
- 04 非債弁済を理由に給付の返還を求められた者が給付受領時に善意であれば、この者は現存利益を返還すれば足りる。[やや難]
- 05 債務者が、自己の債務について期限の利益を放棄して弁済した場合、債務者は、これによって債権者が被った不利益を填補しなければならない。弁済期をまちがえて、期限到来前に債権者に対して弁済をした債務者は、債権者に対して、期限到来前であれば、給付の返還を請求することができる。[超基本]
- 06 Yの債務を自分の債務だと誤認して債権者Zに弁済した者Xは、Zに対して給付の返還を求めることができるにとどまり、Xには第三者弁済の要件が満たされないので、Yに対して求償できる余地はない。[超基本]
- 07 不法の原因により給付をした者は、その給付の返還を求めることができないのが原則であり、これは、不法をおこなった者からの原状回復請求に裁判所(国家)が手を貸さないとの考え方に出たものであり、クリーンハンズの原則に基礎を置く。
- 08 民法708条にいう「不法」と90条の公序良俗とは、どちらも反社会的・反道徳的行為を禁止するという目的に役立つ概念であり、両条において、矛盾のないように統一的な運用が図られなければならない。
- 09 貸金業者Xが100万円をYに貸した場合において、年利が120%であっても、1200%であっても、XはYに対して元本100万円の返還を請求することができる。
- 10 不法の原因によって給付されたものを返還するとの当事者間の合意は、いつの段階で行われたとしても有効である。
- 11 不法原因給付の返還は、不法の原因がもっぱら受益者にある場合に限って認められる。
- 12 市の発注する土木工事の入札にあたり便宜をはかってもらった報酬として、自己所有地を担当者Yに格安で売り、Yへの所有権移転登記をすませたXは、Yに対して、土地の返還を求めることができないが、逆にYは代金の返還を請求することができる。
- 13 殺人請負の報酬として、殺人の実行前に自己所有の未登記の建物をYに引き渡したXは、殺人の実行後であっても、Yに対して、その建物の返還を求めることができる。
- 14 愛人に対する「お手当」として、Yは、Xからその所有土地の贈与を書面で約束され、引渡しを受けたが移転登記は未了であった。この場合にも、XがYに土地の返還請求をすることはできない。
- 15 前問において、Yが、Xに対して、その土地の所有権移転登記をするよう求めることができる。
- 16 愛人に対する「お手当」として、Xは、YからYの所有する未登記建物乙の贈与を書面で約束され、引渡しを受けた。その後、Yが乙の保存登記をしてXに乙の引渡しを求めても、Yの請求は認められない。逆に、Xが乙の所有権保存登記の抹消に代えてYに移転登記を求めることができる。
- 17 海外旅行に行くYに麻薬の買付けと密輸入を依頼し、その報酬として超高級腕時計をYに引き渡したXは、

Yの債権者Gがこの腕時計を差し押さえたときに、それが自己所有物であると主張することができない。

- 18 投資詐欺の場合に加害者から被害者に配当金の名目で交付された金銭は、損害賠償請求の場合に損害額から控除される。[やや難]
- 19 Mは、Xから騙し取った300万円をいったん自己の100万円と一緒に保管し、150万円程度を使ったり補充した後、そこからYに自己の債務の弁済として支払った（ここまでは後で16の事例として引用する部分）。判例によれば、Xの損失とYの受益の間には、社会観念上の因果関係があれば足りるが、Xが騙し取られた300万円はM自身の金銭と混和して、Yに払われた300万円との間に同一性が確認できなければ、因果関係は充たされない。[やや難]
- 20 上述19の事例で、Xは、Yに対して、金銭所有権に基づく物権的返還請求権を行使することができ、Yは、金銭の即時取得を抗弁として主張できる。[超基本]
- 21 上述19の事例で仮に因果関係が充たされた場合、判例によれば、Xは、弁済受領時に悪意または重過失のYに対しては、直接の不当利得返還請求権を行使することができる。この場合の悪意とは、Mが当該金銭について処分権限を有していなかったことを知っていることである。[やや難]
- 22 上述19の事例について、類型論は、直接の不当利得返還請求を否定するか、きわめて特殊な類型として肯定するものがほとんどである。[やや難]
- 23 MがXを騙して、自己の債権者Yに300万円を直接に交付させた場合、判例によれば、Yは、そのような事情を知らずにMに対する債権の弁済として受領したのであれば、Xに対して不当利得の返還義務を負わない。
- 24 MがXから横領した300万円をそのまま用いて、Yに対するZの300万円の債務を第三者弁済し、Yが善意であった場合、判例によれば、Xは、Zから、その善意・悪意に関係なく、300万円の返還を求めることができる。[難]
- 25 誤振込みの場合であっても、振り込みを受けた口座名義人は、当該口座を開設した金融機関との間の預金契約に基づいて振込金額に相当する額の預金債権を取得するから、誤振込みをした者からの振込金相当額の不当利得返還請求に応じなくてよい。[超基本]
- 26 宛先を誤って振込みを依頼した者は、振込依頼をした仕向銀行に対して、振込金相当額の返還を請求できる。[やや難]
- 27 転用物訴権とは、給付者Xが契約上の相手方Mに対して行った給付が、第三者Y（の物）に対して利益となった場合に、給付者がその利益の返還を求める権利である。転用物訴権は、歴史的・伝統的には不当利得の一種とされており、日本の判例・学説は、転用物訴権を一致して認めている（転用物訴権について、XYMの表記の意味は以下すべて同じ）。
- 28 判例によれば、転用物訴権が認められるためには、Xの損失とYの受益との間の因果関係は、社会観念上の因果関係では足りず、直接の因果関係が存在するのだから。[難]
- 29 判例によれば、Mが無資力のため、XのMに対する債権が無価値となる限度で、Yの受けた利得はXの財産や労務に由来するとして、XのYに対する転用物訴権が認められる。その際、YM間に存在した契約関係の内容は、転用物訴権の成否には関係しない。
- 30 YはAに強迫されてXとの間で200万円の金銭消費貸借契約を締結させられ、しかも、貸付金をAの指示するZに交付するように強いられた。そして、実際にXは、Yの指図に従って、Zに貸付金相当額を支払った。Yが後にXとの契約をAの強迫を理由に取り消した場合、Xが200万円の不当利得の返還を求める相手方は、Yである。[やや難]